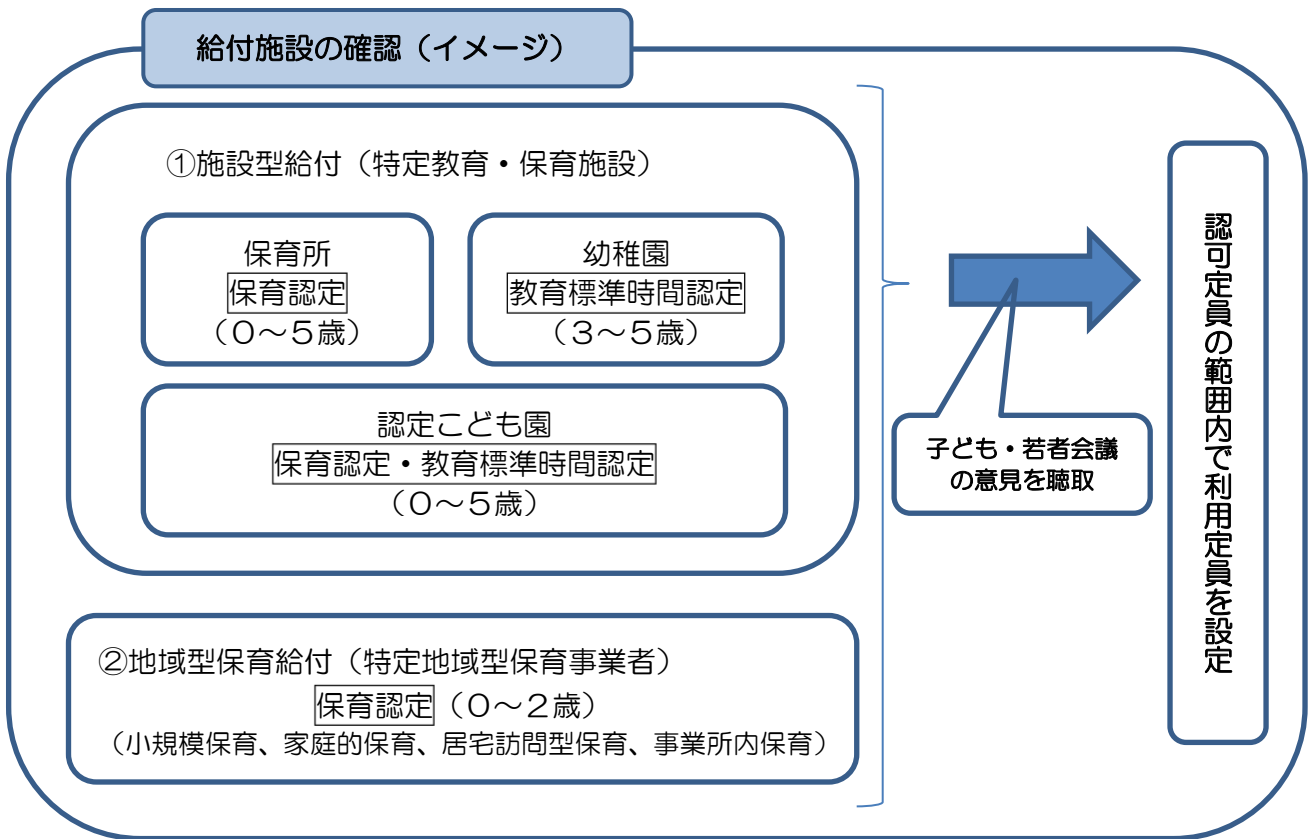


【地域型保育事業の利用定員と認可について】

1 新制度における給付施設の確認（利用定員設定）について

新制度においては、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づき、施設型給付施設（保育所、幼稚園、認定こども園）と地域型保育給付施設（小規模保育、家庭的保育等）について、各施設の利用定員を定めた上で、運営基準等を満たしていることを市が確認することとされており、確認を受けた施設が運営費等の給付（国・県・市からの財政支援）の対象となります。

なお、利用定員設定に際しては、法第31条第2項等の規定により、審議会その他の合議制の機関（彦根市子ども・若者会議）の意見を聴取することとされています。



※上記の他に、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を受けない、私学助成対象の幼稚園があります。

（参考）認可定員と利用定員の違い

認可定員	教育・保育施設の設置に当たり認可された定員
利用定員	法に基づく、給付費算定の基礎となる定員 ※認定区分（1～3号認定）ごとに設定）

2 給付施設の確認（利用定員設定）における経過措置について【みなし確認】

法の施行日（平成27年4月1日）の時点で、幼稚園（私学助成を選択した施設を除く。）、保

育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設については、法の経過措置により、給付対象の確認（利用定員の設定）があったものとみなされます。

そのため、今後、新たに給付対象の確認が必要となる施設について、本会議の意見を聴取し、利用定員設定を行うこととなります。

3 就学前の教育・保育施設の認可について

旧制度では、保育所、幼稚園等の設置について、各根拠法令に基づき、県知事による認可等の手続きがありました。新制度においては、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）について、新たに認可制度が設けられ、市が定める設備及び運営の基準（彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例）に基づき、認可することとなりました。

なお、地域型保育事業の認可に際しても、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取することとなっており、本市においては、彦根市子ども・若者会議の意見を聴取することとしております。

（参考）新制度における設置認可について

	保育所	幼稚園	幼保連携型認定こども園	地域型保育事業
認可主体	県	県	県	市
根拠法令	児童福祉法	学校教育法	認定こども園法	児童福祉法
施設の性格	児童福祉施設	学校	学校／児童福祉施設	児童福祉施設

※認定こども園法＝「就学前の子どもに関する教育、保等総合的な提供推進法律」

※保育所型認定こども園は保育所認可、幼稚園型認定こども園は幼稚園認可となります。

4 地域型保育事業（小規模保育事業）の主な認可基準について

区分	保育所	小規模保育事業			
		A型	B型	C型	
定員	20人以上	6～19人	6～19人	6～10人	
職員	職員数	0歳児3:1 1・2歳児6:1	保育所の配置基準 +1人	保育所の配置基準 +1人	0～2歳児3:1 (補助者を置く場合5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様の特例有	1/2以上保育士 ※保育所と同様の特例有 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認める者
設備・面積 (保育室等)	(0歳・1歳児) 乳児室1人当たり1.65㎡ ほふく室1人当たり3.3㎡ (2歳以上児) 保育室等1人当たり1.98㎡	(0歳・1歳児) 1人当たり3.3㎡ (2歳児) 1人当たり1.98㎡	(0歳・1歳児) 1人当たり3.3㎡ (2歳児) 1人当たり1.98㎡	(0歳～2歳児) 1人当たり3.3㎡	
給食	自園調理 調理室、調理員	自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備、調理員	自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備、調理員	自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備、調理員	

※小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援および卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定が必要です。

※給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置があります。（法の施行日から5年間）

5 地域型保育事業（小規模保育事業）認可予定施設

事業形態	小規模保育事業 B 型			
施設名	ほほえみ園			
所在地	彦根市古沢町 181 番地			
設置者	近江鉄道株式会社			
認可定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3人	8人	8人	19人
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3人	8人	8人	19人
開所時間 (延長含む)	平日	土曜日	※日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は休み	
	7:30～19:30	7:30～19:30		
保育室	0～2歳児	※乳児室の区画あり ※必要面積 52.14 m ²		
面積(m ²)	73.2			
利用定員1人 当たり面積 (m ²)	3.85			
建物の構造	鉄骨造、耐火建築物、4階建ての1階			
屋外遊戯場	代替地	※屋外遊戯施設（ほほえみパーク号）もあり		
食事の提供	なし	※経過措置期間中に開始予定		
連携施設	なし	※経過措置期間中の確保を条件		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年9月1日から認可外保育施設として保育事業を実施しており、適正に運営されてきた実績あり。 認可事業の開始に併せて、一時預かり事業開始予定 			
事業開始予定 年月日	平成27年9月1日			

※ 食事の提供、連携施設の確保については、経過措置期間が設けられており、確保しないことを理由に認可を拒むことはできないこととされています。

6 利用定員集計（保育認定）

（定員単位：人）

給付区分	事業区分	施設数	認可定員	利用定員			備 考
				2号認定	3号認定	合計	
施設型給付	保育所	25	2,415	1,638	777	2,415	
地域型給付	小規模保育	1	19		19	19	
計		26	2,434	1,638	796	2,434	
（参考）保育ニーズ量				2,045	955	3,000	
うち教育希望が強い				228		228	